

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置再生ガスブロー（B）加圧空気配管トラップ接続部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	所内ボイラ（B）押込通風機電動機点検において、負荷側シャフト外径寸法値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	廃棄物処理系ろ過器ろ材供給タンク集塵器操作スイッチにゆるみが認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器バイパス弁駆動部点検において、開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉で緑ランプ不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
5	3号機	主蒸気逃し安全弁・安全弁・主蒸気隔離弁漏えい多点式温度記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（7）冷媒配管に凍結が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（2）冷媒配管に凍結が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉格納容器パージファン出口流量積算変換器点検において、基板上のスイッチに動作不良（固着）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
9	4号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器（B）出口温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
10	4号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器（A）出口温度計に指示不良（乱点）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ入口流量スイッチ付指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
12	5号機	蒸気式空気抽出器第一段空気入口電動弁（2台）点検において、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	主蒸気隔離弁（内側弁4台）点検において、閉側リミットスイッチ用配線端子部に劣化が認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン低圧蒸気入口配管ドレントラップ点検において、オリフィス用プラグのねじ部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
15	5号機	タービン建屋換気空調系排気ダンパ（1637, 1638）点検において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉時両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
16	5号機	原子炉格納容器不活性ガス系液体窒素貯蔵タンク用蒸発器入口配管ドレントラップ前弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	原子炉建屋換気空調系主送風機第一・第二隔離弁駆動部点検において、弁駆動用空気アキュムレータ出口弁ねじ込み部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（NO. 1）点検において、下部エレメント締付ナット（1箇所）にかじりが認められたため、当該部を交換	D	
19	6号機	気体廃棄物処理エリア換気空調系給気ファン冷却水出口圧カスイッチ付指示計点検において、計器のガラスにひび割れが認められたため、当該ガラスを交換	D	
20	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器出口海水流量調整弁に動作不良（開固着）が認められたため、対応検討	C	
21	6号機	主蒸気系外側ドレン弁（F073またはF068）にシートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
22	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）グランド受けドレン配管が腐食により折損したため、当該配管を点検・修理	D	
23	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）出口冷却水配管フローグラスに汚れが認められたため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
24	集中環境施設	高温焼却炉設備主燃焼室（2）監視用TVモニター画面に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
25	集中環境施設	補助ボイラ室酸素濃度計の不良による「酸素濃度低」の警報発生が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
26	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備大気汚染監視装置窒素酸化物（NOx）分析計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで